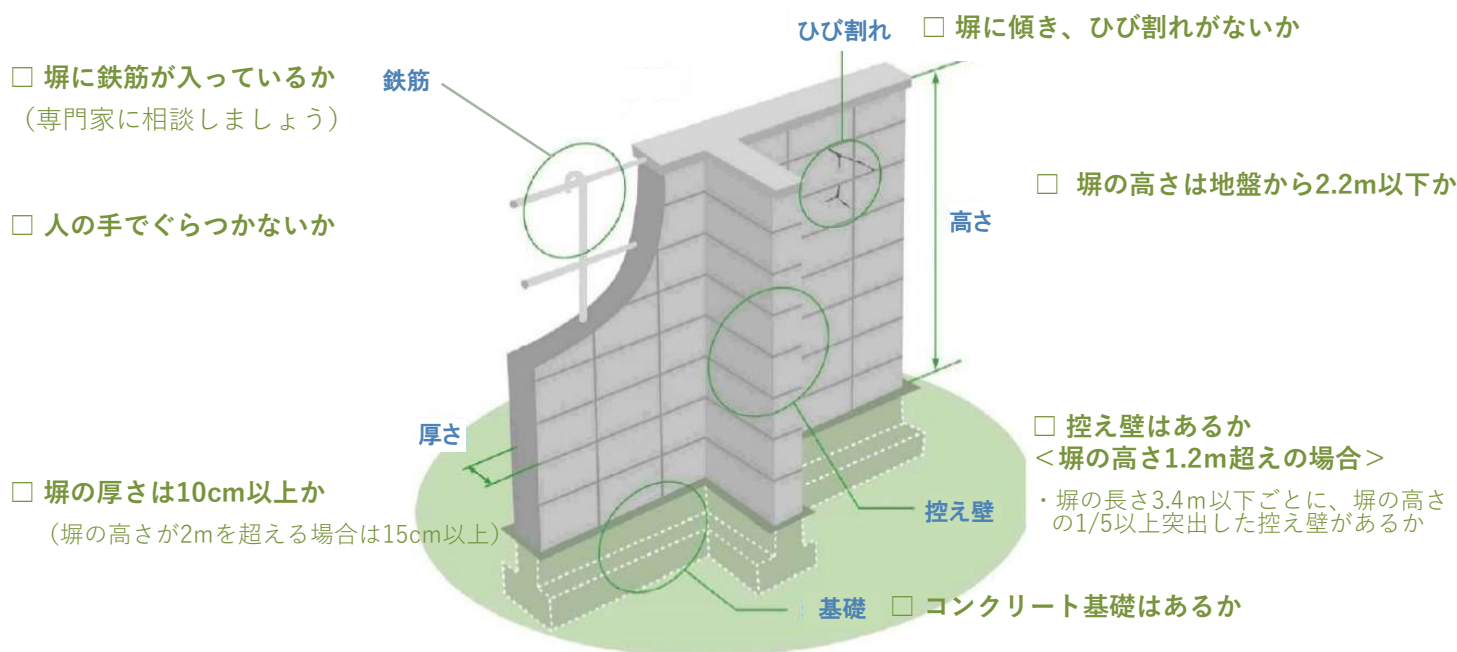


2025年度（令和7年度） 札幌市 ブロック塀等 撤去工事 補助制度のご案内

道路等に接したブロック塀等
の撤去工事の費用を

最大 **10** 万円（限度額）
補助します

ブロック塀等の点検をしましょう。
一つでも不適合があれば倒壊の危険性があります。



※ブロック塀等とはこの補助制度では以下の構造の塀をいいます ※組積造の安全性は別紙安全性チェックリスト（様式2）をご覧ください

○補強コンクリートブロック造
コンクリートブロックを積み上げ、鉄筋で補強して一体化した構造

○組積造
レンガ、石などを積み上げた構造

申請受付期間

2025年4月21日（月）から2025年11月28日（金）
（2026年2月27日（金）までに工事完了報告を行ってください）

お問い合わせ・お申込み



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課
電話 011-211-2867
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎2階
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/blockwall.html>

札幌 ブロック塀補助

検索



HPはこちら



さっぽろ市
02-M03-25-377
R7-2-281

申請できる方・対象ブロック塀等

●申請できる方（次の全てに該当する方が対象です）

- 対象ブロック塀等を所有する者（複数の者が共有で所有する場合はその代表者）
- 市税を滞納していない者
- 暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
- 複数の者が共有で所有する場合は、ほかの所有者の同意を得られること

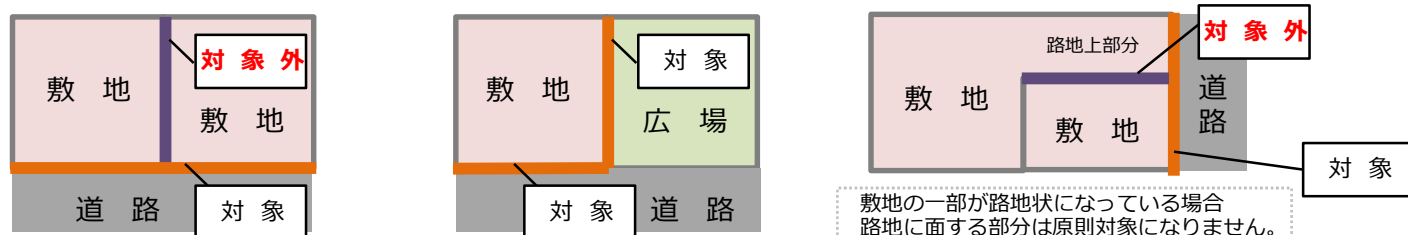
※国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体は対象になりません

●対象となるブロック塀等（次の全てに該当するブロック塀等が対象です）

- ブロック塀等の撤去工事にし、他の補助制度を利用していないこと（他の補助制度との併用は不可）
- 地震時に倒壊のおそれのあるもの

※別紙「安全性チェックリスト（様式2）」のうち、基準と異なる箇所、又は不明な箇所が1つ以上あるもの

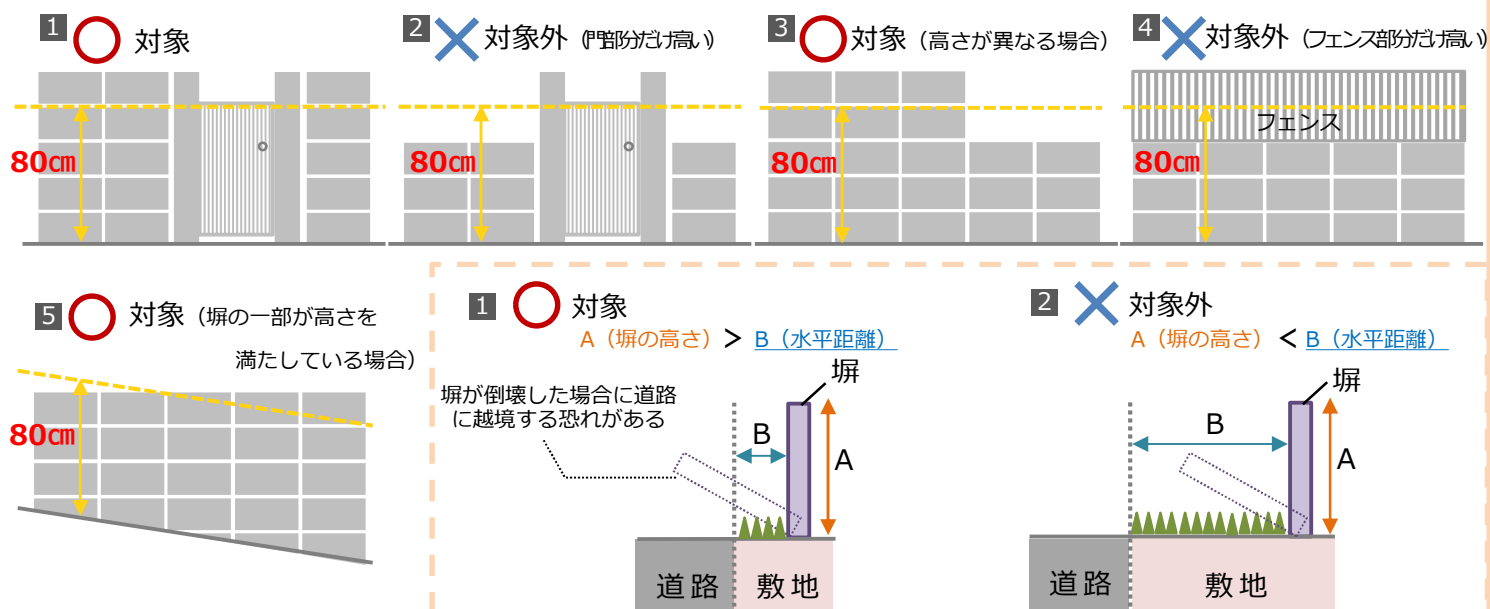
- 道路※や公園・広場等※に面しているもので、かつ、ブロック塀等をすべて撤去する工事



※道路は、建築基準法第42条に規定する道路が対象です

※広場等は、不特定多数の市民が利用するものが対象です

- ブロック塀等の高さ※が80cm以上で、かつ
ブロック塀等の高さが前面道路等からブロック塀等までの水平距離（B）を超えるもの

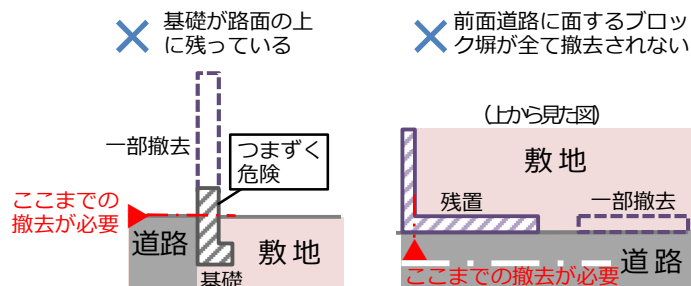


※ブロック塀の高さは、地盤面又はブロック塀等に面する道路等（前面道路等）からの高さによります

●対象にならない工事

- ブロック塀等や基礎の一部を残す撤去工事は対象になりません。

※ただし基礎部分を前面道路の路面等まで撤去する場合は補助対象になります。



対象ブロック塀等・対象工事・補助額・手続きの流れ

A 補助金交付申請【期限】2025年11月28日まで

※**工事に着手及び契約する前に申請**してください

A	必要な書類 (「写し」と記載のない書類は 原本 が必要)	備考
①	補助金交付申請書【様式1】	
②	個人申請者：本人確認書類の写し 法人申請者：法人の登記事項証明書及び印鑑証明書 法人以外の団体申請者：代表者の本人確認書類の写し	・本人確認書類は運転免許証など (申請時に有効なもの) ・登記事項証明書及び印鑑証明書は 発行から3か月以内のもの
③	納税証明書(指名願) ※法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書	・申請年度に発行したもの ・税の証明窓口又は市税事務所で交付
④	ブロック塀等がある土地の登記事項証明書 (表題部、権利部が明示されているもの) ※ 取得先：法務局	・発行から3か月以内のもの (登記情報提供サービスは不可)
⑤	安全性チェックリスト【様式2】	
⑥	対象ブロック塀等の写真等 ・ブロック塀等の全体像がわかるもの ・ブロック塀等の高さがわかるもの	・ブロック塀等の高さは、メジャーなどを塀に当てて、 寸法がわかるよう撮影してください
⑦	対象ブロック塀等の敷地内の配置及び 撤去工事の施工範囲を示した図面等	・長さや高さ等の寸法、撤去範囲がわかるように記載して ください
⑧	撤去工事の見積書の写し	・見積書の宛先が申請者名であるもの ・補助対象と対象外が分かるもの ・対象部分は原則数量(ブロック塀等の長さ)を記載
⑨	申請者以外の合意がある旨の申出書	・ブロック塀等が共有物の場合またはブロック塀等の所有者 がブロック塀等がある敷地の所有者と異なる場合 (札幌市ホームページに参考様式があります)
⑩	誓約書【様式3】	

※【様式】は札幌市ホームページから印刷できます。※このほかに書類が必要となる場合があります

●補助額

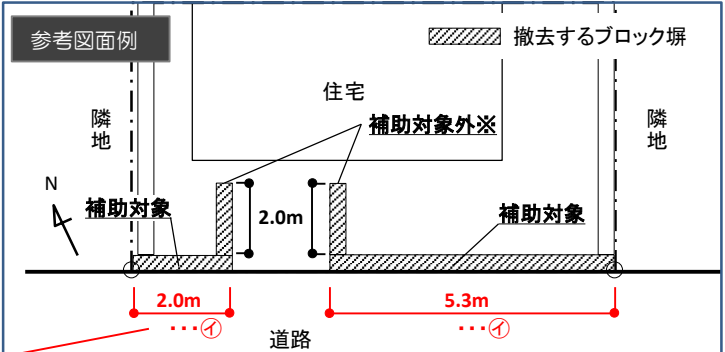
次のうち、いずれか低い額以内(千円未満は切り捨て)

- ① 撤去工事に要する費用(※消費税等相当額を除く)の **1/2**
- ② 前面道路に面するブロック塀等の長さ(m)※小数第2位切捨て **×13,000円**
- ③ **10万円**

(補助額の計算例)

見積項目	数量 (m)	単価 (円)	金額 (円)	備考
1 ブロック塀撤去 (道路側)	7.3	25,000	182,500円 ・⑦	補助対象
2 ブロック塀撤去 (道路側以外)	4.0	25,000	100,000円	補助対象外
合計(税抜)			282,500円	

- ①・・・182,500(⑦) × 1/2 = 91,250 → **91,000**(千円未満切捨て)
②・・・(2.0+5.3)(④) × 13,000 = 94,900 → **94,000**(千円未満切捨て)
③・・・**100,000**
補助額は①から③の内、もっとも低い額の **①91,000円**



※道路に面するブロック塀以外は補助対象外です。
(参考例は札幌市ホームページをご覧ください。)

B 工事完了報告

【期限】 2026年2月27日まで

●手続きの流れ

※工事が完了した後、速やかに提出してください

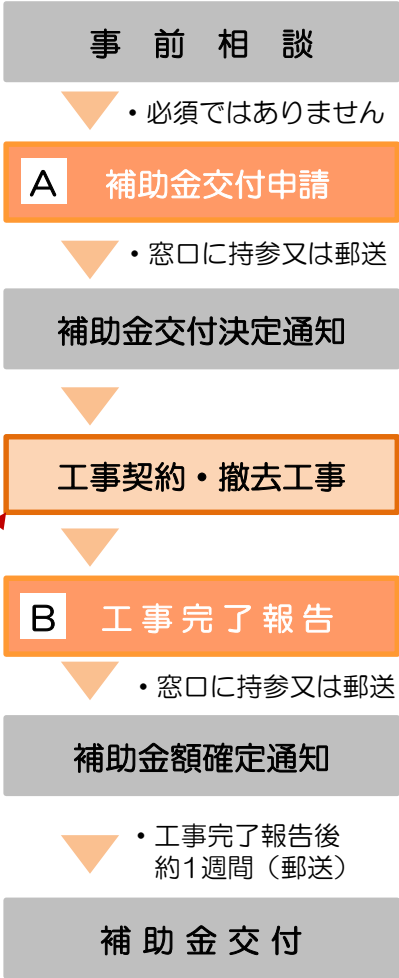
B	必要な書類	備考
①	完了報告書【様式11】	
②	撤去工事に伴う契約書の写し	工事注文請書の写しでも可
③	撤去工事に係る領収書の写し	領収書の金額が申請時の見積書と異なる場合は、最終見積書等も必要
④	施工写真	<u>撤去中、撤去後の写真</u>
⑤	通帳等の写し	口座、名義等がわかるもの

※【様式】は札幌市ホームページから印刷できます
※このほかに書類が必要となる場合があります

！ 注意 ！

必ず補助金交付決定通知後に契約してください

撤去中、撤去後の写真を必ず撮影してください



●よくあるお問い合わせ

- Q1 ブロック塀等の産廃処分費は補助対象となる工事に要する費用に含めることはできますか？

A1 含めることができます。ただし、土などの塀以外の処分費は含めることはできません。
- Q2 補助対象と補助対象外の見積書は分けなければいけませんか？

A2 見積書の中で補助対象部分と補助対象外部分の項目が分かれていれば一緒でも構いません。
- Q3 6段（約1.3m程度）のブロック塀の上から2段だけ撤去した場合は補助対象となりますか？

A3 補助対象となりません。原則として前面道路等の路面等まで撤去していただく必要があります。
- Q4 ブロック塀の基礎は補助対象となる工事に要する費用に含めることはできますか？

A4 補助対象となるブロック塀の基礎であれば補助対象に含めることができます。
- Q5 ブロック塀の新設は補助対象となる工事に要する費用に含めることはできますか？

A5 含めることはできません。
- Q6 ブロック塀の図面がありません。

A6 寸法を計測したうえで、新たに作成してください。工事を行う業者に依頼するか、手書きの図面などでも構いません。